

平成 28 年 11 月

**MASON FINANCIAL 【N0273】**  
**(Mason Financial Holdings Limited)**  
を保有されている投資家の皆様へ  
—有償増資・無償増資のお知らせ—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、MASON FINANCIAL の権利割当による有償増資及び無償増資につきまして、現地保管機関より通知がございましたのでご案内申し上げます。

しかしながら、有償増資については、弊社を通じた権利行使（払込）により新株式を取得頂く事は出来ません。割当てられる権利については市場売却の上、その売却代金を円貨にてお客様の口座にお支払いする予定です。ただし、市況等により権利を売却できない場合は、割当てられる権利は失権のお取り扱いとなります。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

**【有償増資】**

1. 現地権利落日 : 2016 年 12 月 8 日
2. 権利内容 : ・ 権利付残高 5 株につき 6 権利の割当  
・ 1 権利につき MASON FINANCIAL 株式 1 株を有償で取得  
・ 権利行使価格（払込価格）：0.13 香港ドル／新 1 株
3. 主な実施要件 : ・ 2016 年 12 月 6 日開催予定の株主総会における承認・可決  
・ 香港証券取引所による権利及び新株式の取引認可  
・ Underwriting Agreement が 2017 年 1 月 6 日までに撤回されないこと
4. 弊社取扱予定 : ・ 弊社を通じた権利行使（払込）により、新株式を取得頂く事は出来ません。  
・ 割当てられる権利については市場売却の上、その売却代金を円貨にてお客様の口座にお支払いする予定です。ただし、市況等により権利を売却できない場合は、割当てられる権利は失権のお取り扱いとなります。

## 【無償増資】

1. 現地権利落日 : 2017年1月20日
  
2. 現地新株分配開始日 : 2017年2月2日
  
3. 新株割当比率 : 権利付残高10株につき新1株を無償で割当
  
4. 主な実施要件 : ・香港証券取引所による新株式の取引認可  
・上記有償増資の実施
  
5. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし  
国内 : 源泉徴収課税なし

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社